

「雑がみ」とは？

「雑がみ」とは、段ボール・飲料用紙パック以外の、様々なリサイクルできる紙のことです。
ただし、表面をコーティング加工した紙、感熱紙、写真などはリサイクルできません。

雑がみで出せるもの

紙以外のもの（金具、クリップ、クリアファイル、輪ゴム、綴じヒモ、セロファンテープ、布、革、CDなど）を混ぜて出さないでください。



オフィスペーパー

※) シュレッダーした紙も出せますが、
その場合、他の紙とは混ぜず、
飛散しないようにしてください



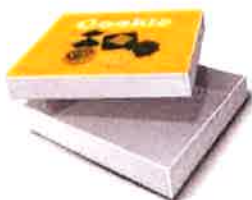
雑誌・パンフレット・
ポスター・新聞紙



はがき・名刺・封筒
窓付封筒のセロハンは可燃ごみへ



トイレットペーパー・
ラップなどの紙芯



ティッシュペーパー・
お菓子などの紙箱

「これも雑がみ？」と悩んだら...

神戸市事業系古紙(雑がみ) 検索

または、こちらから⇒



雑がみで出せないもの



紙コップ・
紙皿



トイレットペーパー・
ペーパータオル
紙芯は可



感熱紙
レシートなど



シール・付箋
台紙も不可



カーボン紙
ノーカーボン紙も不可



写真



紙パック



ティッシュペーパー
空の紙箱は可

以下のような紙も出せません（可燃ごみとして捨ててください）

- 防水加工・特殊加工された紙
例) ビニールコート紙、洗剤の箱などのワックス加工紙
一部カタログ類（表紙を加工したもの、布地等サンプルが付属したもの）
- アイロンプリント紙 ● 不織布（フェルト・マスクなど）
- 金箔・銀箔 ● アルミが付着したもの ● 汚れや臭いが付着したもの など



マークが表示されていても、特殊加工された紙はリサイクルできません

【お問合せ先】

神戸市環境局事業系廃棄物対策部

TEL : 078-595-6186